

みちの井戸端会議



「調布市道路網計画」で計画検討路線として位置付けた
「調布都市計画道路3・4・14号緑ヶ丘深大寺線（以下「調布
3・4・14号線」という）」の検討状況をご報告します。

令和7年2月

調布市 都市整備部 まちづくり推進課

はじめに

市は、平成28年3月に策定した「調布市道路網計画」において、「神代植物公園通り周辺の都市計画道路(調布3・4・9号線, 調布3・4・14号線, 調布3・4・15号線)」(以下「計画検討3路線」という。)を計画検討路線として位置付け、検討を進めて参りました。

令和3年3月には、これまで市民の皆様からいただいたご意見や関係機関との協議等を踏まえ、「神代植物公園通り周辺の都市計画道路の見直し方針」を定めました。

見直し方針において、ルート変更することとした調布3・4・14号線については、令和4年1月、11月に見直し方針に基づく検討状況を市ホームページやみちの井戸端会議でご報告いたしました。

今回のみちの井戸端会議は、**令和7年2月時点での、見直し方針に基づく調布3・4・14号線の検討状況を報告することを目的に実施**するものです。

皆さまのご意見をお聴かせください。



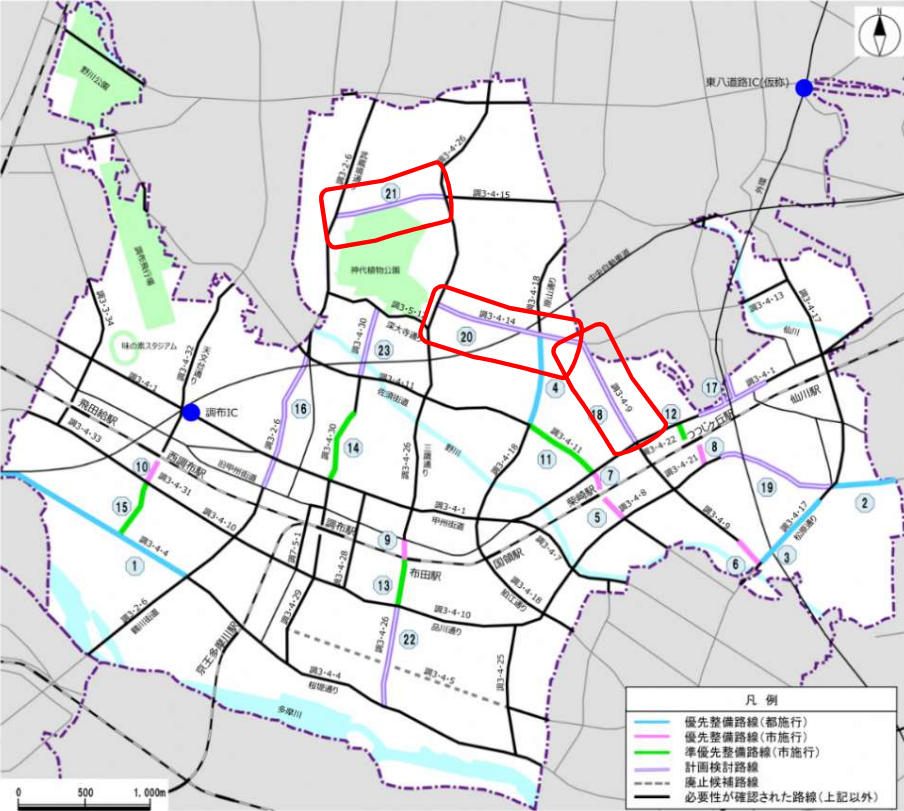
本日のみちの井戸端会議の展示内容

「これまでの経過」, 「計画幅員案」, 「線形案」, 「今後の流れ」について,
パネルを展示しています。
ご自由にご覧下さい。

- これまでの経過・・・・・・・・・・ 4ページ～7ページ
- 計画幅員案・・・・・・・・・・ 8ページ～11ページ
- 線形案・・・・・・・・・・ 12ページ～14ページ
- 今後の流れ・・・・・・・・・・ 15ページ
- 【参考】ルート変更に伴う影響・・ 16ページ～19ページ

神代植物公園通りと並行する計画検討3路線は、平成28年3月に策定した「調布市道路網計画」(以下「道路網計画」という。)において既存道路を活用し、都市計画道路の機能代替の可能性
がある路線として、計画検討路線に位置付けています。

計画検討路線とは、道路網構築の視点により広域道路網として必要性が確認された路線のうち、特別な事由により、道路の線形、幅員、位置、構造の変更など都市計画の内容について検討する必要がある路線です。



広域道路整備プログラム

計画検討路線（検討主体：都）（2路線）

No.	路線	区間	延長 (m)
16	調布3・2・6号線	都道119～中央自動車道	980
17	三鷹3・4・13号線 支線1, 支線2 調布3・4・1号線	調布3・4・1～三鷹市境	870

計画検討路線（検討主体：市）（6路線）

No.	路線	区間	延長 (m)
18	調布3・4・9号線	調布3・4・1～調布3・4・14	830
19	調布3・4・10号線	調布3・4・17～東つづけ丘2丁目	920
20	調布3・4・14号線	調布3・4・9～調布3・4・26	1,150
21	調布3・4・15号線	調布3・4・26～調布3・2・6	840
22	調布3・4・26号線	調布3・4・4～調布3・4・10	770
23	調布3・4・30号線	調布3・4・11～調布3・5・12	420

令和3年3月に、これまで市民の皆様からいただいたご意見や関係機関との協議等を踏まえ、以下のとおり「神代植物公園通り周辺の都市計画道路の見直し方針」を定めました。

- 1

調布3・4・9号線

(甲州街道から上ノ原五差路までの区間)

→ 現都市計画案(現計画位置のまま)とします。
- 2

調布3・4・14号線

(上ノ原五差路から深大寺五差路までの区間)

→ ルート変更案(神代植物公園通りの機能強化)
とします。

今後、道路線形等について検討を進めます。
その後、都市計画変更手続に着手します。
- 3

調布3・4・15号線

(三鷹通りから武蔵境通りまでの区間)

→ 現都市計画案(現計画位置のまま)とします。

令和3年3月
調布市

神代植物公園通り周辺の都市計画道路の見直し方針

日頃から、市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

市は、平成28年3月に策定した「調布市道路網計画」において、「神代植物公園通り周辺の都市計画道路(調布3・4・9号線、3・4・14号線、3・4・15号線)」(以下「計画検討3路線」という。)を計画検討路線として位置付け、検討を進めて参りました。

この度、これまで市民の皆様からいただいたご意見や関係機関との協議等を踏まえ、以下のとおり、計画検討3路線の見直し方針を定めました。

見直し方針の詳細とこれまでの経過等は市ホームページでご覧いただけます。

(URL: <https://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1614307802238/index.html>)



図 計画検討3路線の見直し方針 概要図

■ 計画検討3路線の見直し方針

➤ ①調布3・4・9号線は、現都市計画案(現計画位置のまま)とします。

②調布3・4・14号線は、ルート変更案(神代植物公園通りの機能強化)とします。

今後、道路線形等について検討を進めます。その後、都市計画変更手続に着手します。

③調布3・4・15号線は、現都市計画案(現計画位置のまま)とします。

➤ 現在、市は、調布市道路網計画において位置付けた優先整備路線(令和7年度までに整備または着手する路線)のうち、未着手路線について事業化に向けた検討を進めています。

計画検討3路線については、今後、具体的な計画の検討と併せて整備の優先度を検討して参ります。

《お問合せ先》 調布市
都市整備部街づくり事業課 事業計画係
TEL: 042-481-7587 / FAX: 042-481-6800
E-mail: tokeido@w2.city.chofu.tokyo.jp

← 掲載ページはこちら

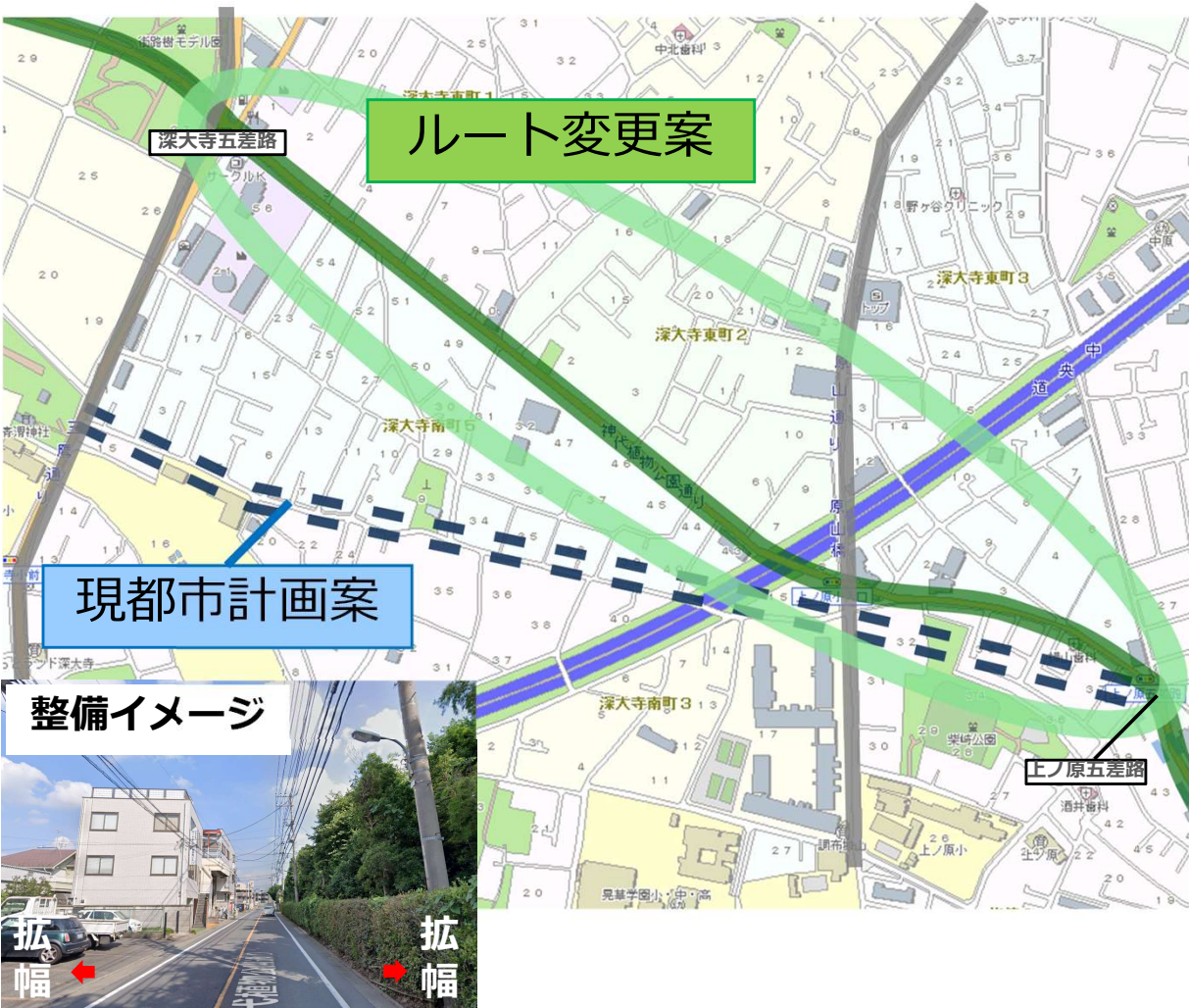
裏面もご覧ください

※当案内は、計画検討3路線及び神代植物公園通りの周辺にお住まいの皆さまに配布しております。

■ 調布3・4・14号線について

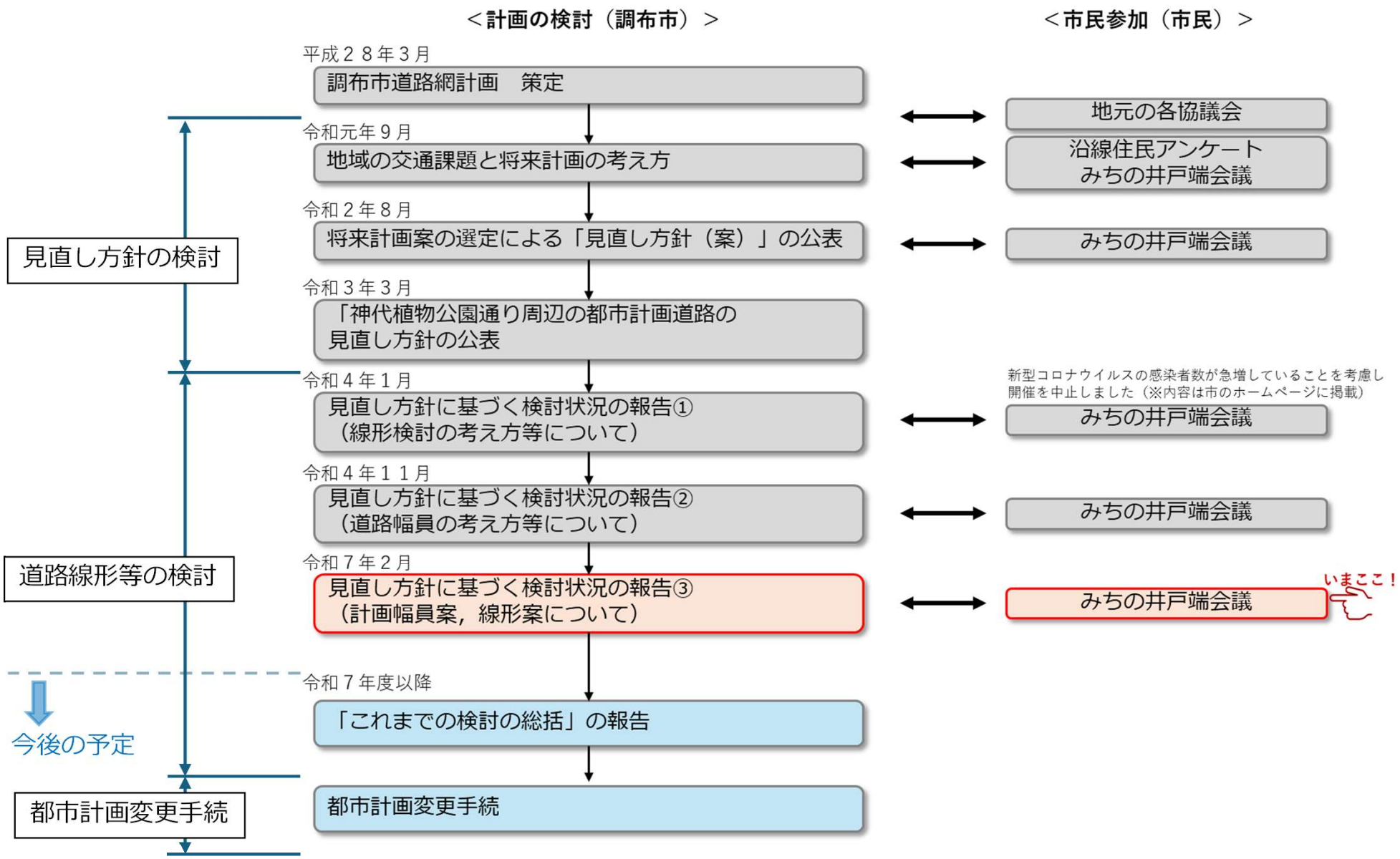
【ルート変更案】とする

・ 神代植物公園通りにおける歩行者・自転車の安全性やバス待ち環境などの改善が図られます。



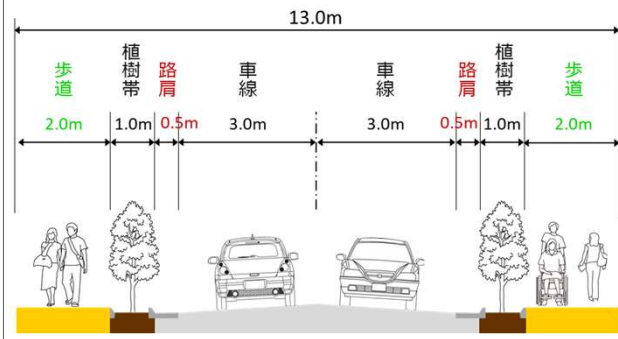
	【ルート変更案】	【現都市計画案】
安全性	・ 道路を拡幅し新たに歩道の設置を行うことで、誰もが安全に移動できる環境が確保されます。	・ 現在の神代植物公園通りのバス待ち環境の改善は困難です。
	・ バス待ち環境の改善が図られます。	
快適性	・ 道路を拡幅し新たに歩道の設置を行うことで、誰もが快適に歩ける空間が確保されます。	・ 神代植物公園通りの交通量は変わらないことを予測しています。
	—	・ 神代植物公園通りの自動車の安全かつ円滑な走行性の向上には繋がりません。
利便性	・ 道路拡幅することで、自転車の走行環境が改善されます。	
	・ 深大寺や神代植物公園へのアクセス性の向上が図られます。	・ 新たにバスルートの新設(または転換)が期待されます。
住環境	・ 植樹帯の設置により、良好な景観の形成が期待できます。	
防災性	・ 道路拡幅と無電柱化を行うことで、災害時でも車両通行が可能になります。	
	・ 道路拡幅することで、延焼遮断機能が形成されます。	
事業性	・ 広域避難場所である神代植物公園へのアクセス性の向上が図られます。	
	・ 移転対象：約60棟 ・ 堅ろうな建物が多いエリアがあります。	・ 移転対象：約100棟 ・ 都市計画により既に建築制限が課されています。

今回のみちの井戸端会議では、調布3・4・14号線の「計画幅員案」，「線形案」の検討状況について、ご報告します。

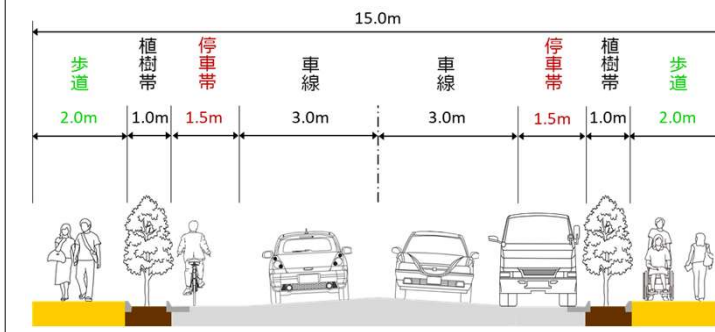


○令和4年11月に実施した「みちの井戸端会議」では、計画幅員を3案お示しし、皆さまから様々なご意見をいただきました。

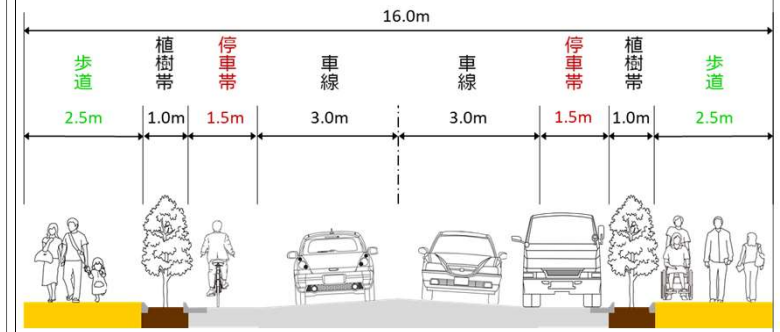
案1（計画幅員13m）



案2（計画幅員15m）



案3（計画幅員16m）



【当日いただいた主なご意見】

- 神代植物公園通りは狭く、日頃から危険を感じている。安全に移動できる道路がほしい。
- 計画幅員は広い方が良い。
- 自転車と歩行者，自転車と自動車の接触が怖い。
- 道路の線形や、どちら側に拡幅となるかを知りたい。
- 自宅等が計画線にかかったり、道路に直接面してしまうのは困る。
- 神代植物公園通りはそれほど危険だと思わない。拡幅の必要性は感じていない。
- 事業化時期等、今後のスケジュールを知りたい。
- 今後も市民参加の機会を設けてほしい。

※その他，様々なご意見をいただきました。

これまでに実施した市民参加で皆さまからいただいたご意見等を踏まえ，計画幅員案の検討を進めます。

○歩行者の安全かつ快適な移動環境及びバス待ち環境を確保するため、**歩道幅員は2.5m**とします。

移動環境

- 歩道内で車椅子と歩行者同士のすれ違いが可能になります。



図 歩道幅員のイメージ

バス待ち環境

- バス待機者の横で車椅子と歩行者のすれ違いが可能になります。

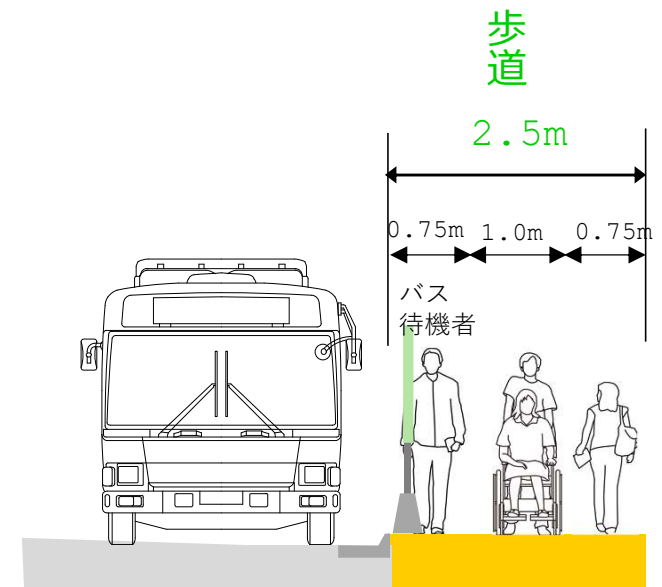
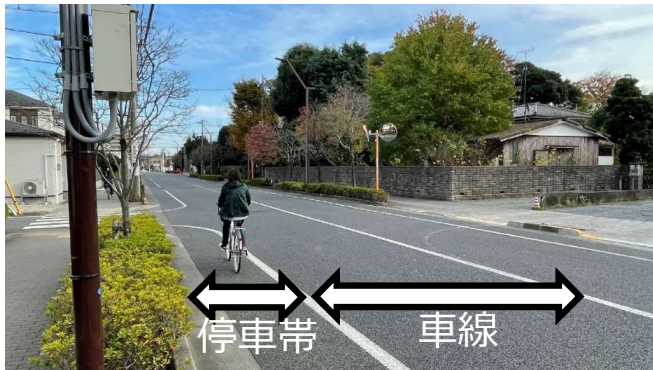


図 歩道幅員（バス停付近）のイメージ

○自転車の走行環境改善, 交通の円滑化を図るため停車帯等（幅員1.5m）を設置します。

自転車の走行環境改善

- 自転車の通行空間を確保できます。

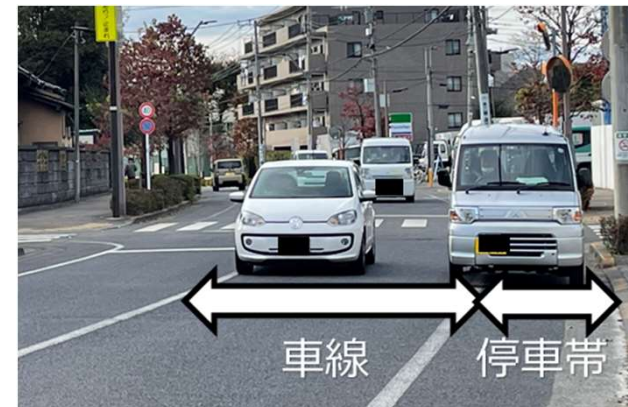


※車道内で自転車と自動車の通行帯を分離する「自転車専用通行帯」の設置についても検討して参ります。



交通の円滑化

- 荷捌き, 沿道へのアクセス等で車両が停車した場合でも, 後続車の追い越しが可能となります。



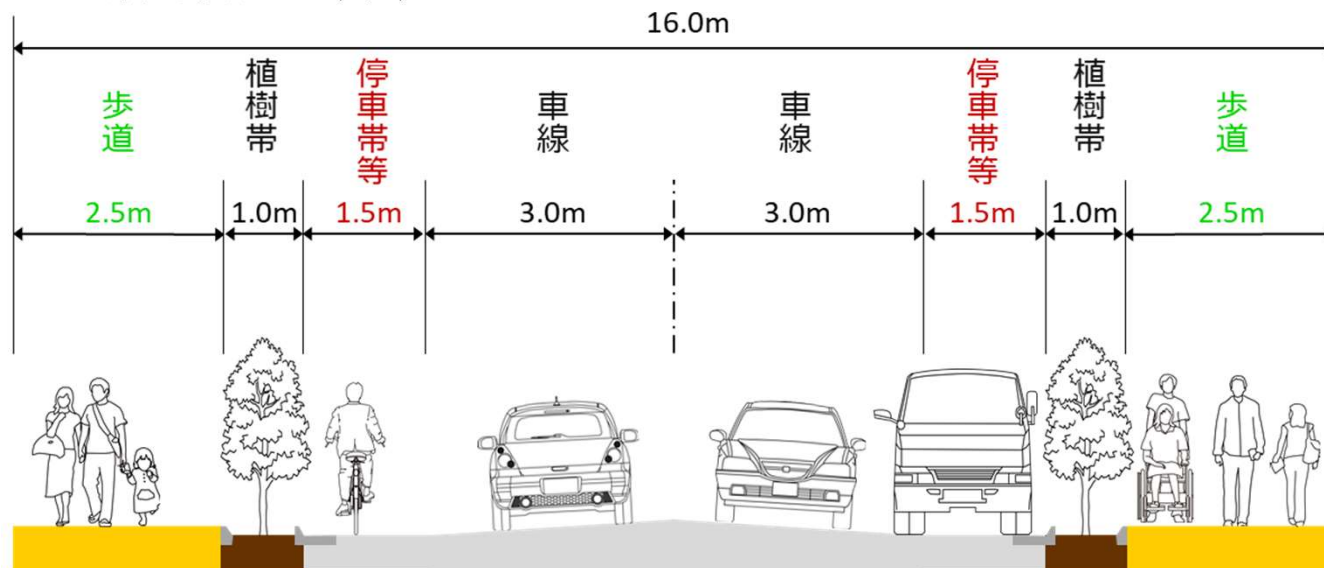
- バス停車時の交通への影響が小さくなるとともに, 対向車との事故の危険性が軽減できます。



出典：Google map

○歩道幅員2.5m，停車帯等1.5mを確保し，**計画幅員 16m**で線形案の検討を進めます。

■断面構成（案）



■整備イメージ



写真 調布3・4・11号線（佐須街道）

※図はイメージです。

計画幅員や詳細な断面構成については，今後交通管理者等と協議したうえで決定する予定です。

○現道の活用，コントロールポイント，安全性・快適性等を踏まえ事業性の視点で確認し，線形案を作成します。

現道の活用

- 神代植物公園通りを出来るだけ活用

コントロールポイント

- 特別に考慮すべき地点
- 堅固かつ中高層以上の建築物※1

安全性・快適性等

- 見通しの確保
- 走行しやすい曲線
- 道路の交差角度 など

事業性の視点

移転棟数

- 拡幅する際に道路用地にかかる物件を把握し，どの程度の物件数が影響を受けるか確認します。

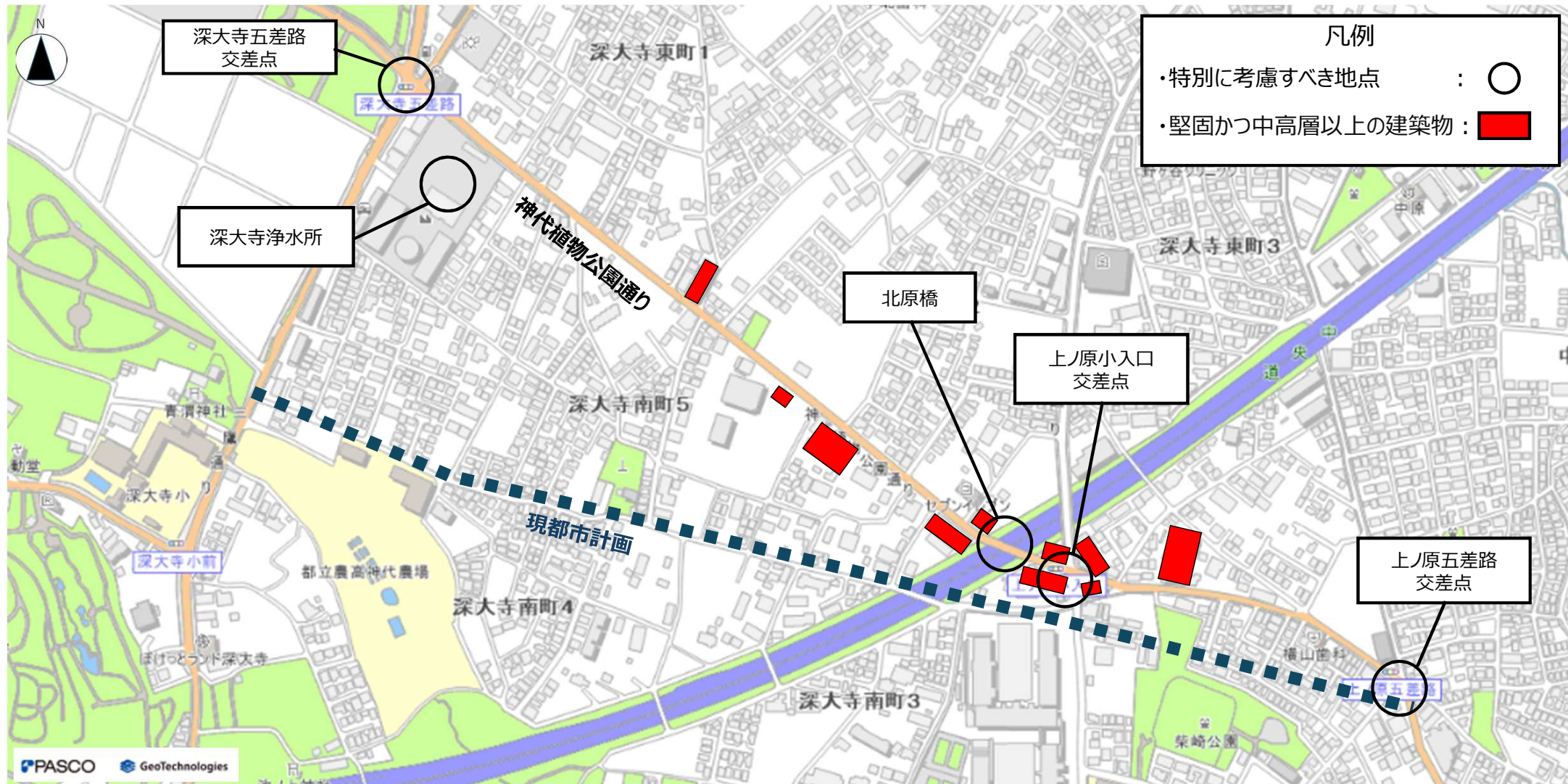
事業費

- 移転棟数を踏まえて概算事業費を確認します。

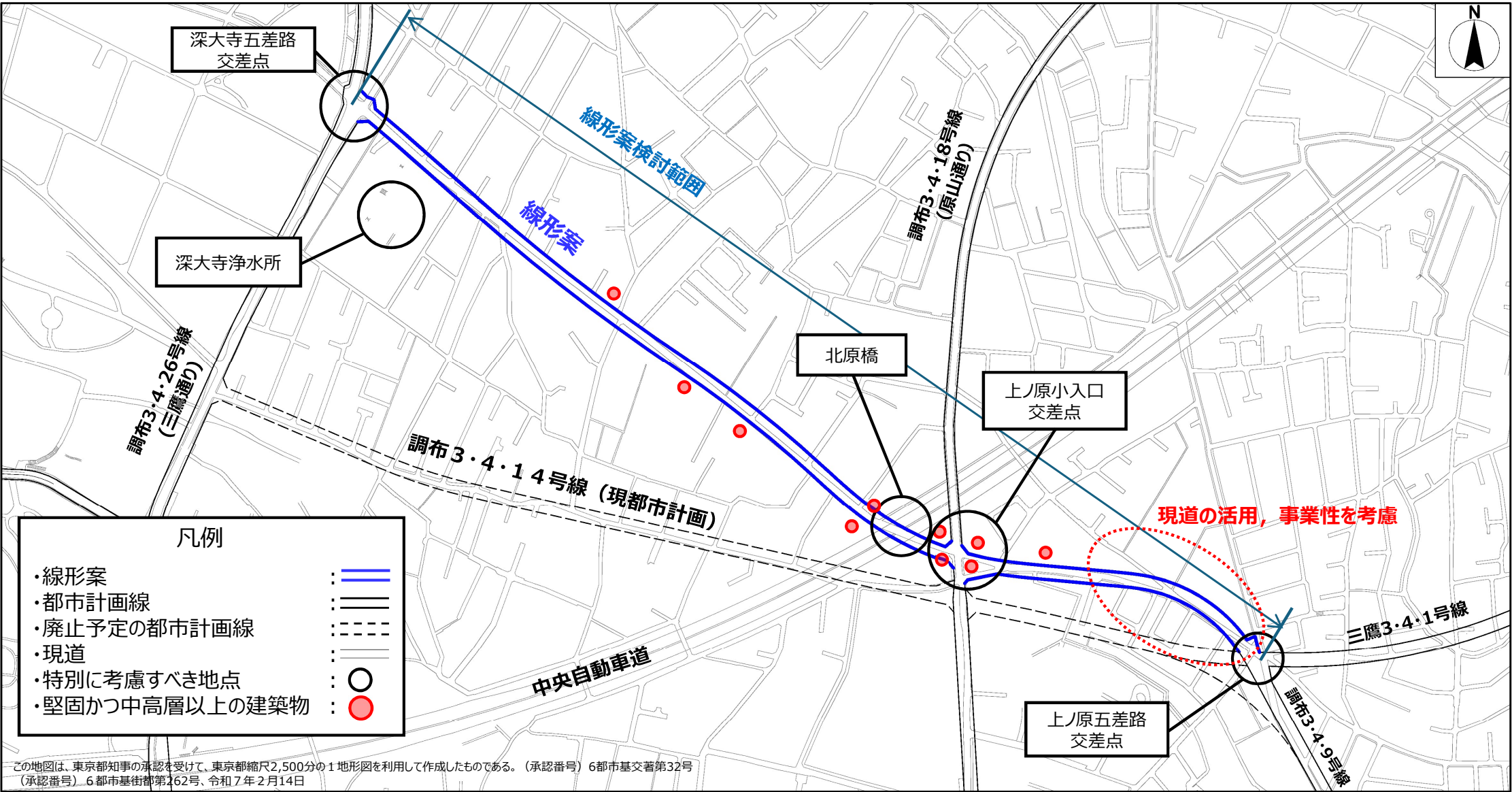
線形案を作成

※1：主要構造部が木造，鉄骨造，コンクリートブロック造その他これらに類する構造以外かつ3階以上の建築物

○線形案を検討するにあたり，市が想定しているコントロールポイントになります。



- 「線形検討の考え方」を基に作成した線形案は以下のとおりとなります。
- 今後、関係機関との協議・調整を図りながら検討を進めて参ります。



※本線形案は、現時点で市が考える案であり、決定したものではありません。

令和7年2月

見直し方針に基づく検討状況の報告③
(計画幅員案、線形案について)

いまここ！


令和7年度以降

「これまでの検討の総括」の報告

都市計画変更手続

都市計画変更の素案説明

都市計画変更案の作成

都市計画変更案の公告・縦覧

意見書の提出ができます

都市計画審議会

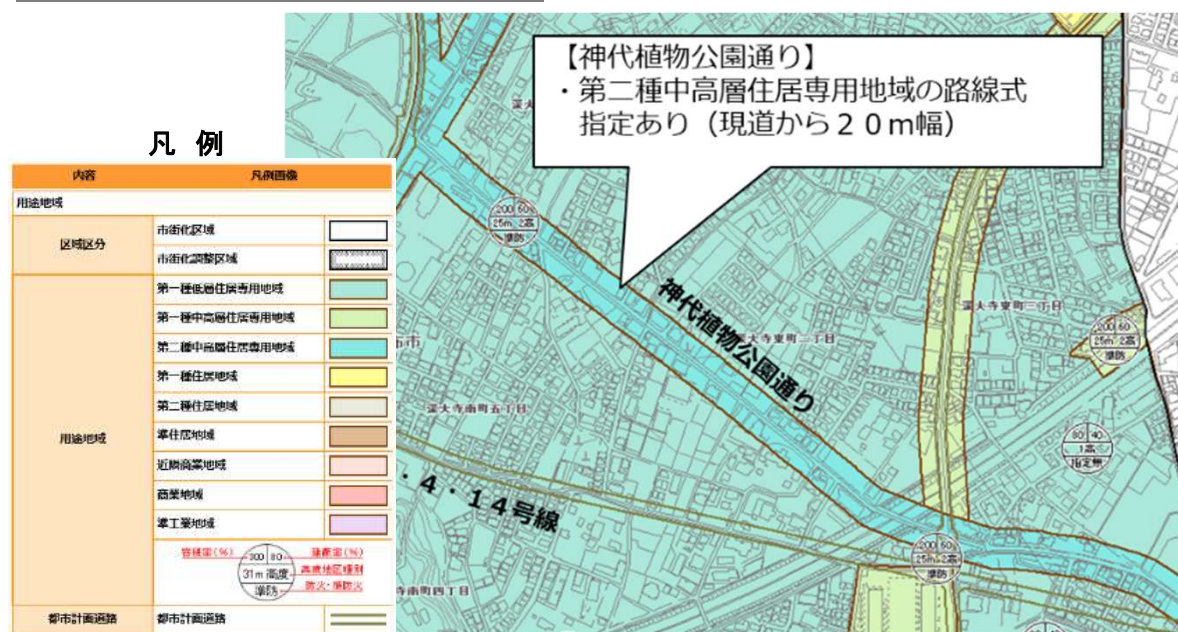
都市計画決定・告示

関係機関との協議を並行して進めます

影響①：用途地域等の変更

都市計画道路(調布3・4・14号線)の神代植物公園通りへのルート変更にあわせて、用途地域の見直しを検討します。

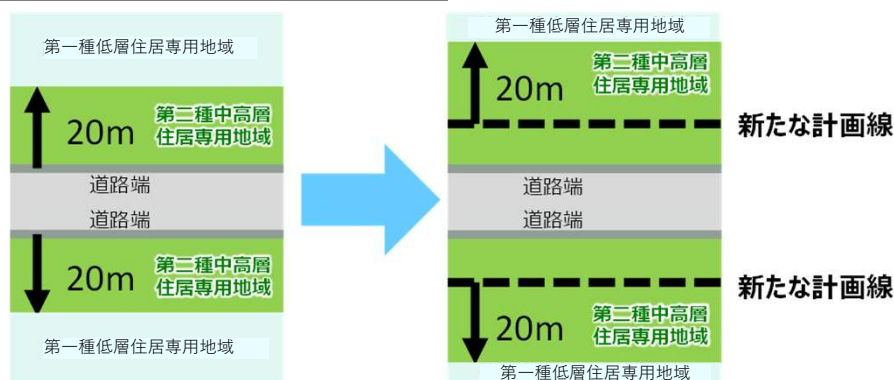
現在の用途地域の設定状況



用途地域とは

- 調布市では、都市計画区域の中にある土地の使い方を9種類に分けて、建築できる建物の用途や規模を決めています。
- 神代植物公園通り沿線では第二種中高層住居専用地域が指定されており、主に住宅のほか、床面積が1,500㎡以下のお店や事務所を建てることができます。

例) 拡幅する場合の用途地域のか考え方

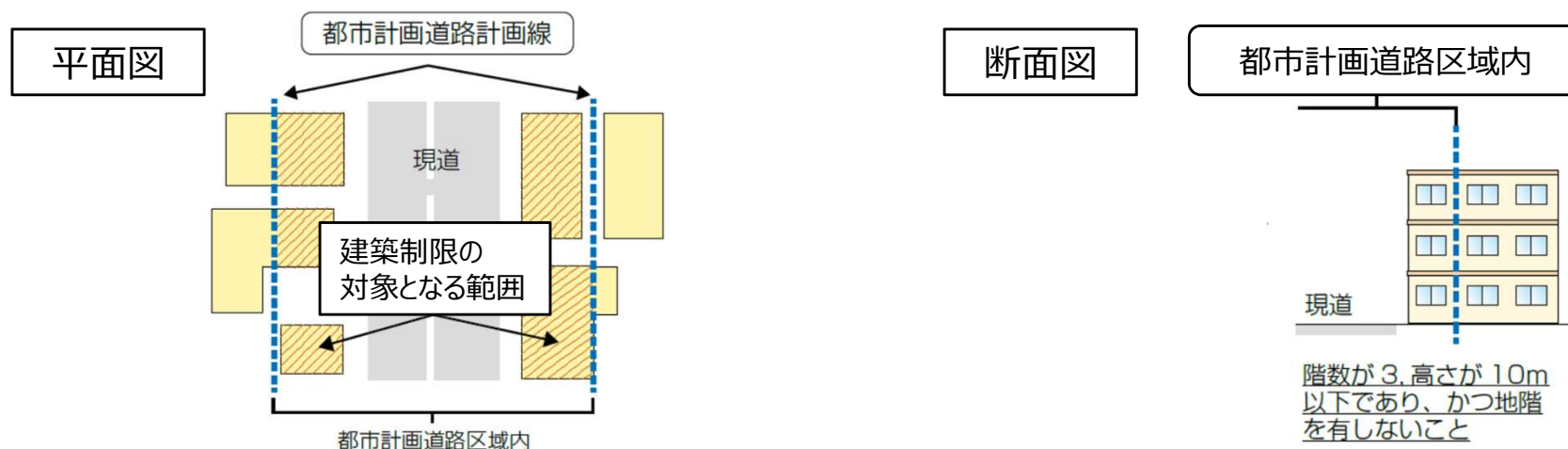


影響②：新たな都市計画道路区域の決定に伴う建築制限

- 都市計画道路(調布3・4・14号線)を神代植物公園通りにルート変更することにより、**新たに都市計画道路の区域内となるエリアには、都市計画法により建築行為に対する制限が課されます。**
- なお、調布3・4・14号線の現都市計画廃止区間においては、都市計画廃止により「都市計画予定地補正」の適用がなくなる場合、固定資産税及び都市計画税が変更になります。
(ただし、地方税法に基づき、税負担調整措置による激変緩和を行うため、急激に増額になることはありません。)

【建築制限の主な適用基準】

- 階数が3、高さが10m以下であり、かつ地階を有しないこと
- 主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること



影響②：都市計画事業に必要な土地等の提供のお願い

- 都市計画事業を実施する際は、都市計画事業の施行に必要な土地等の提供をお願いすることになります。

影響③：地区内道路(生活道路)の見直し

- ・ 現都市計画線沿道(市道N4(北164)号線)について、調布3・4・14号線をルート変更した場合でも、防災の観点から地区内道路としての位置付けが必要です。

現都市計画線部分の現状

- 現状では最小幅員が4.55mの道路であり、災害時等に消防車などの緊急車両の通行が困難となる可能性があります。



図①～④ 現都市計画部分の現状

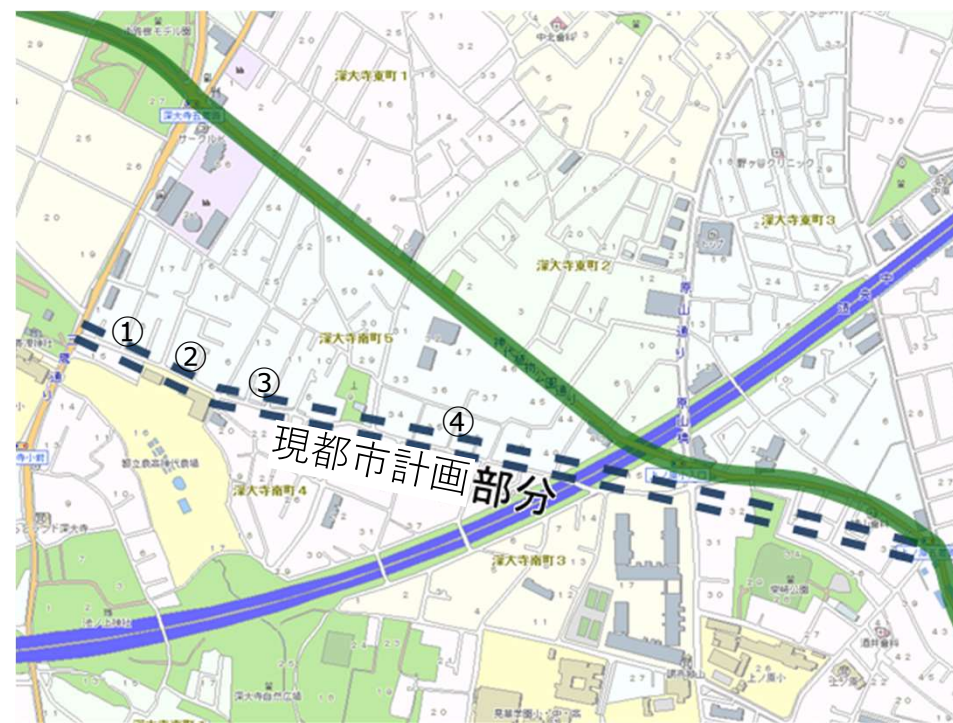


図 現都市計画部分

影響③：地区内道路(生活道路)の見直し

- 調布3・4・14号線をルート変更した場合でも、現都市計画線(市道N4(北164)号線)の一部を6.0mで整備することで、消防活動困難区域を縮小させて防災性の向上を図ります。

計画内容

- 消防活動困難区域の解消に資する路線として、災害時に**消防車が通れる幅員(6.0m)**を確保することで、**消防活動困難区域が縮小**されます。
- 地区内道路網として位置付けを進めます。**

道路線形の考え方

- 現行の道路中心線から両側に拡幅することを基本として、沿道での開発事業等の状況を踏まえ幅員を確保する方法を検討しています。

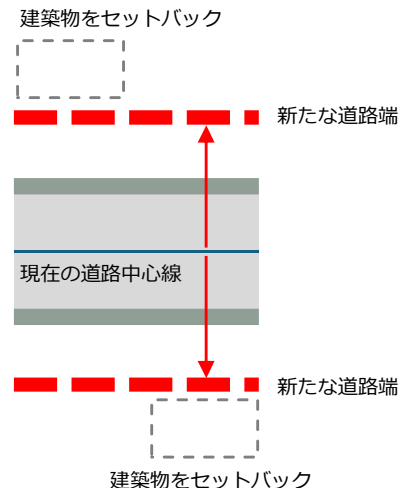


図 道路線形のイメージ

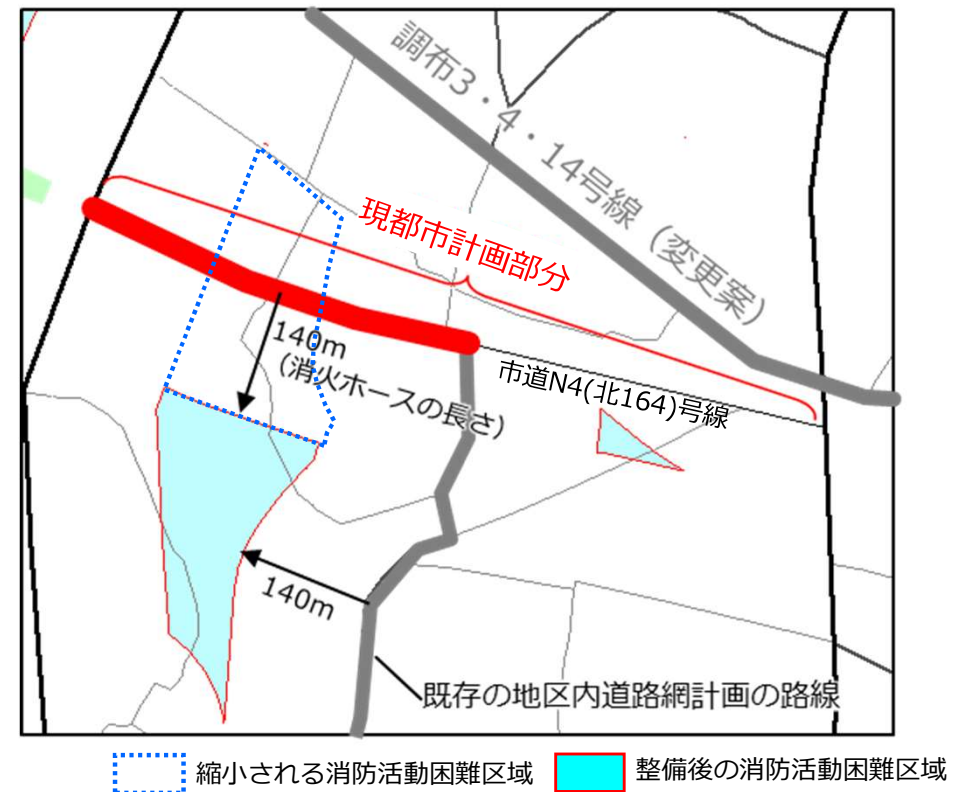


図 縮小後の消防活動困難区域

消防活動困難区域とは

- 消防活動を円滑に行うために、消防ホースの曲折を考慮し、災害時に消防自動車を通れる幅員6m以上の道路から140m以上の区域